

平成 30 年度 第 1 回 芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会 会議録

日 時	平成 30 年 7 月 2 日 (月) 14:00~16:00	
場 所	東館 3 階 中会議室	
出 席 者	会 長 岩槻知也 副会長 清水章子 委 員 津田由貴 佐藤義和 杉田俱子 荒西正和 田中隆子 欠席委員 松本朋子 事務局 森田昭弘 市民生活部長 田中尚美 人権推進課長 中川弘之 人権推進係長	
事 務 局	人権推進課	
会議の公開	公 開	
傍 聴 者 数	0 人	

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議 事

総合推進指針に関する進行管理調書（平成 29 年度実績報告・平成 30 年度実施計画）について

芦屋市人権についての市民意識調査(平成 31 年度実施)の調査項目について

2 提出資料

資料 1 進行管理調書事業一覧

資料 2 芦屋市人権施策に関する進行管理調書（平成 29 年度実績報告・平成 30 年度実施計画）

資料 3 評価基準

資料 4 人権に関する市民意識調査 設問項目対比表

資料 5 指標と目標値

### 3 審議経過

#### <開会>

##### (1) 開会の挨拶

【事務局からの開会の挨拶】

##### (2) 委員・事務局自己紹介

【委員・事務局自己紹介】

##### (3) 会議運営上の説明

【事務局より会議の運営等について説明】

(事務局田中) 会議の進行につきまして、芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会設置要綱第5条第3項によりまして、会議の議長は会長があたることになっていきますので、岩槻会長、本日の会議進行をよろしく願います。

(岩槻会長) それでは、審議に先立ちまして、委員の出席状況及び会議成立の報告をお願いします。

(事務局田中) 本日は、委員8名中、7名の委員が出席されています。過半数以上の委員がご出席されていますので、懇話会設置要綱第6条第2項により会議は成立しております。

(岩槻会長) それでは、議事に入ります前に、本日の会議の内容について説明してください。

(事務局田中) 【配布資料、終了時刻について説明】

(岩槻会長) それでは議事に入ります。議題(1)総合推進指針に関する進行管理調書(平成29年度実績・平成30年度実施計画)について説明してください。

(事務局中川) 【議題(1)総合推進指針に関する進行管理調書(平成29年度実績・平成30年度実施計画)について、別添(事務局説明 議題1)で説明】

(岩槻会長) ありがとうございます。ただいまの報告について、皆さまが日頃の取組の中で感じておられること等も踏まえて、ご意見、ご質問等はございますか。

(荒西委員) 障害者差別解消法ができて、職員にこのようなことが差別に当たり

ますということをきちんと周知していくために、法律上、義務ではありませんが、各自治体で職員対応要領を作成していきましようという動きがあると思います。芦屋市では職員対応要領を作成しているのでしょうか。

次に、部落問題について、部落差別解消推進法が施行されて、相談体制の充実が法律で謳われています。法律の制定を受けて、どのように相談体制を充実させていくのでしょうか。

それから、兵庫県が現在インターネット上における差別がひどいということで、「モニタリング」と言って、インターネット上に出ている差別事象等のチェックをしたり、実際に職員が関わることで意識向上の場にしていこうということで、6月から職員の人権研修を始めていると思います。芦屋市でもネット上における差別事象が発生していると聞いていますので、モニタリングの活用や、実態の把握等をどのように考えているのか聞かせていただきたい。

(岩槻会長)     ありがとうございます。3点ご質問いただきましたが、どうでしょうか。

(事務局田中)    まず1点目、障害者差別解消法の成立によって、すでに職員対応ガイドラインを作成しております。作成の際には、庁内でプロジェクトチームを作って検討しており、研修も行っています。今後も所管課のほうで周知を図っていきます。

2点目、部落差別解消推進法が施行されてから相談体制を充実させるということは、まだできておりません。現在の相談体制として、人権擁護委員が相談に応じる月2回の人権相談や人権推進課の職員による対応、それから上宮川文化センターにて相談を受けております。

3点目、モニタリングについては、荒西委員からご紹介がありましたとおり、6月から兵庫県のほうでモニタリング制度を始めることとなっています。県では、県下すべての市町村を対象に行います。例えば差別用語を入力し検索すると、ネット上に書かれている情報が挙がってきますが、その中に芦屋市に該当する内容が入っていた場合に県から連絡が入り、サイト業者に削除を要請したり、市のみで対応が困難な場合は、県や法務局と連携しながら削除要請を行うことになっています。また、モニタリングについて、職員人権研修に盛り込んでいこうと考えておりますが、具体的に市独自で実施することは考えていません。

(岩槻会長)     荒西委員、それでよろしいでしょうか。

(荒西委員)     はい。

(杉田委員) 障害者差別解消法に関して、私たちの団体からも何人か会議に出席させていただき、話を聞いていただく機会がありましたので、参考にさせていただいておられるのだらうと思います。

(岩槻会長) ありがとうございます。今の点はそれでよろしいでしょうか。その他の点でも結構ですが、何かございませんか。

(岩槻会長) モニタリングの件ですが、こちらは結果が分析されて、啓発の目的で公表されるということはないのですか。

(田中課長) もちろん、個人情報などは特定されない形で、県のほうが、どのような内容で何件あったか、というような数値はおそらく出すだらうと思います。

モニタリングにつきましては、尼崎市のほうがずいぶん早く、市独自で取り組んでおられまして、県のほうもそれを参考にされておられるようです。阪神間でも何市か市独自でモニタリングを実施しているという動きがあります。

モニタリングを実施すること自体が啓発や抑止力につながっていきますので、芦屋市のほうも、他市の状況を見て勉強していると考えておりますが、まだ具体的検討には至っておりません。

(岩槻会長) ありがとうございます。その他に何かご意見はございませんか。

(杉田委員) 障害者というと、まず思い浮かぶのがバリアフリーという言葉です。とても大切なことで、私は、資料2の9ページの48番「意思疎通支援事業」が大事だと考えています。手話は、大人になると覚えることが難しいので、小さいときから教育の中で、手話を覚えてほしいと思います。芦屋の教育の中で、子どもたちが必ず1年に1回は手話で歌を歌うようにしていただければ、もっと自然に手話に触れられると思います。

また、手話ができるということは、もちろん素晴らしいことですが、英語や中国語が話せなくても笑顔で触れ合うことができるように、たとえ手話ができなくても、人を受け入れられる人が増えたらいいなと思います。だから、意思疎通支援事業（代読・代筆などの情報支援）が教育課程の中でもっと具体的に進んでいくとありがたいと思います。

(岩槻会長) ありがとうございます。手話については、小学校では今はまだされていないということですね。

(杉田委員) そうだと思います。インターネットで検索すると、幼稚園の卒園式で子どもたちが手話を使う様子を見ることができますが、本当に感動します。芦屋市でも、幼稚園ではやっているかもしれませんが、どん

どんやっしてほしいと思います。

(津田委員) 手話と聞いて思い出したのですが、先日、NHKの朝の番組で聴覚障がい的小朋友さんとお母さんの話をしておりました。お母さんは、小朋友さんが赤ちゃんのときから手話で話しかけていましたが、なかなか伝わらずもどかしさを感じていましたが、言葉を発する年齢に成った時、言葉では難しくても手話で意思疎通ができるようになって手話で話しかけていて本当によかった、というお話でした。

(杉田委員) まだ話ができない赤ちゃんに「おいしい」や「もっと」など、そういう言葉を、手や指を使った簡単なジェスチャーで表すことを「ベビーサイン」と言って、これは手話と似ていますね。

(津田委員) 聴覚障がいのお子さんでなくても、赤ちゃんのように意思がうまく伝えられない人にとって、手話を使うことはとてもいいものだと思います。

(岩槻会長) 「ベビーサイン」というのですね。

(杉田委員) 「おいしい」や「もっと食べる」など、基本的な言葉を赤ちゃんに言葉といっしょに教えます。

(津田委員) お母さんも、赤ちゃんの気持ちがわかって、ああ、こういうことだったのだなとほっとされます。

(杉田委員) 今、左の耳に障害ある女の子がNHKの朝の連続テレビ小説の主人公になっています。これは初めてのことだと思いました。今までは、元気で健康で明るくて性格の良い方が主人公になっていることが多かったのですが、耳が聞こえない方が主人公というのはすごいことだなあと思いました。小さい時から、主人公のお友だちは、彼女の聞こえる耳の方にいる、このような配慮をしてあげることが本当のコミュニケーションだと思います。

(岩槻会長) 朝ドラのようなメディアで放映されるということは、重要なことですね。

(荒西委員) 尼崎市では、聴覚障がいのある職員向けの手話通訳士の導入を始めたということです。当事者である職員のお話を聞いたことがあるのですが、これまで相手の口の動きを見たりして、必死で聞き取っておられたのですが、通訳士に入ってもらったことで、自分自身のスキルも上がるし、仕事のやりがいも出てきたということです。今一般的に言われるのは外向けのことが多く、それももちろん大事なことです。こういう取組を他の自治体にもぜひ広めてほしいとおっしゃっていました。まだ全国的には非常に少ない取組らしいのですが、もし芦屋市にも聴覚障がいの職員さんがいらっしゃいましたら、参考に

していただけたらと思います。

(岩槻会長) 尼崎市で導入されたのですね。

(荒西委員) おそらく全国で尼崎が初めてだと聞きました。

(岩槻会長) 先ほどのモニタリングも尼崎市が他市に先駆けて行っているとは聞きましたが、いろいろなことを自治体として取り組まれているということですね。ありがとうございます。

(清水副会長) 資料2の15ページ、性的少数者の人権で、「性的少数者」や「性的マイノリティ」という表現は、かえって居づらさを感じるのではないかと思います。現在、市によって「性的マイノリティ」という言葉を使っていたり、「LGBT」という言葉を使っていたりします。また、「性別違和」、「性自認」という言葉もできています。阪神同教（阪神地区人権・同和教育研究協議会）においても性自認など表現の統一について話し合われていますが、私としては、当事者の方に合わせて言葉を選んでいきたいと思っています。

芦屋市では、性自認という言葉も使っているようですが、今後の方向性としては、どのようにお考えでしょうか。

(事務局田中) 第3次指針の27ページで性的少数者の人権という言葉を使っていますが、この中でLGBTについて説明をしています。指針の策定後、この課題がよく取り上げられるようになり、性的少数者を代表してLGBTという言葉が使われたり、セクシュアルマイノリティや性的マイノリティという言葉も使われています。今後どのような言葉を使っていくのかということは一つの課題だと思っています。

また、性自認についてご質問がありましたが、性自認は、自分が思う性別であり、性的指向は、どのような性を好きになるかということで、この2つの視点があるので、特に性自認という言葉だけを強調して使っていくということは考えていません。

(杉田委員) 性自認という言葉は一般的に使われている言葉ですか。

(清水副会長) 性自認という言葉は、最近使われるようになった言葉です。LGBTという言葉が使われるようになってから性的マイノリティの方の発言力や講演が増えてきたので、いろいろな言葉が使われるようになりました。今後、当事者自身が望んでいる言葉を使えることが大切だと思います。

(津田委員) 「性自認」と「性同一性障害」は同じではないですね。

(清水副会長) そうです。障害やマイノリティ、少数者といった後ろ向きの言葉は、少数者であることが悪いと捉えられてしまうので、違った言葉

を使えないか模索しているところです。

(岩槻会長) 今の説明ですと、性的指向と性自認は別で、これらを含んだ考えとして性的マイノリティという言葉がある。ただし、マイノリティという言葉に少数者という意味があるので、別の言葉にしていこうという議論をされているということですね。

(清水副会長) そうです。LGBTという言葉を使わないようにするといった発言もあったので、これから阪神同教で検討していくと思います。

(事務局森田) 性的指向と性自認ついて、最近、「SOGI (ソジ)」という言葉が使われるようになりましたが、当事者団体等からすると、それだけではカバーできない部分があると言っていますので流動的で今決めることは難しいと思います。

しかし、次の指針では何らかの表現はしないといけないと思っています。

(杉田委員) 障害者の場合も「害」の字を平仮名にしたり、平仮名にすることが嫌だと感じる方もいます。また、「碍」にするべきだという方もいますので、どの言葉を使うのか決めるのはすごく大変だと思います。

(岩槻会長) 今、ご指摘いただいたように、どのような立場で使っているのか説明をしていく必要があると思います。少なくとも性的少数者という言葉は変えていく方向になるかもしれないですね。

(事務局田中) 指針では性的少数者となっても、実際に市民に対して啓発を行う場合、LGBTと言うほうが分かりやすい場合もあります。指針で性的少数者という言葉を使っているから芦屋市からの情報発信において、すべて性的少数者という言葉を使うということは考えていません。

(岩槻会長) 国はどのような表記をしていますか。

(事務局田中) 性的少数者だったと思います。

(杉田委員) 芦屋市だけで考えていくことは難しいですね。

(清水副会長) 障害者の「害」の字も漢字から平仮名になったり、すべて平仮名にしたほうが良いと言う方もいます。近年の意識の高まりとともに適切な言葉を使わないと傷つく人がいるのではないかという意見が出てきたり、適切な言葉に変えていこうという意見は、当然起こりうることだと思います。特に性的マイノリティの場合は確立できていない部分もあるので。

(岩槻会長) 現在の動向を踏まえつつ、名称も常に考えていかなければならないということですね。

(事務局田中) 先ほど国では性的少数者を使っていると言いましたが、法務省で

は、主な人権課題の中で「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」ということと、「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」という表現になっています。

(岩槻会長) ありがとうございます。この問題について他に意見はございますか。

(岩槻会長) 司会の立場で申し訳ありませんが、1点目、「女性の人権」のところに、留守家庭児童会や育児休業等の問題がありますが、これらは男性にも関係があることだと思います。この指針の枠組みを変えることは難しいと思いますが、今の世の中の動向からすると、「女性の人権」の項目に、これらの問題が入っていることに少し違和感があるなと思いました。

2点目、効果に対する評価について、アンケートを実施している場合は、数値が出るので効果があったかどうか評価をしやすいと思います。しかし、そうでない場合は、事業を実施した側の自己評価で終わってしまう可能性があります。説明を受ける側から見て、効果があったのかどうかの裏づけとなるものがあればいいと思われる項目がいくつかありました。

(津田委員) 効果の評価に関連して、事業36番の「地域発信型ネットワーク会議」ですが、町ごとに自治会長や老人クラブの会長、民生委員などが集まって、地域のことを考えましょうというミーティングを年に2、3回実施しています。地域性もあると思いますが、実際にはそれぞれの地域で新しい課題を見つけて何かをやっているという動きになっていません。本当に効果があるのか疑問に感じています。

(杉田委員) これは会議の参加人数が増えたのでA評価になっているのではありませんか。

(清水副会長) 私もこの会議に参加していますが、参加人数が増えてきたからこれでよしという形になってきているのかなと思っています。

参加した方の中からこの会議を実施しても意味がないのではないかという意見も出ていますし、同じことの繰り返しで次のステップに進んでいないので、参加人数が増えたというだけでA評価になっていることに疑問を感じます。会議の中身を検討するように要望していますので、もう少しステップアップをして、もっと地域が良くなるよう前向きな意見が出しやすい会議にさせていただけたらと思いますし、評価の仕方も考えていただけたらと思います。

(岩槻会長) ありがとうございます。今ご指摘いただいたような意見は、参加



者に対するアンケートには書きにくく、なかなか出てこない意見だと思います。また、アンケート結果を集計してどのような分析をしているのかということもなかなか見えてきません。たくさんの事業がある中で、すべての事業の効果を検証していくことは困難だと思いますので、今ご指摘いただいた事業の例で明らかになったように、効果を検証することが困難であっても、このような場で現状の課題を言うていただけることは大変貴重なことだと思います。

(事務局森田) 市は、事業の評価について、出来る限り数値目標を立てて目標を達成できているのか検証を行っていますが、ご指摘のように会議やイベントでも参加人数など目に見える数値が増えたから良いということではなく、事業の目的が何かということと、その目的を達成するために、本当の課題が解決できたのかという検証が大切ですので、このような忌憚の無いご意見は大変貴重です。今後ご意見があればお願いしたいと思います。

(岩槻会長) 他にご意見はございませんか。議題1についてこれで終わりたいと思います。

(岩槻会長) 次に、議題(2) 芦屋市人権についての市民意識調査(平成31年度実施)の調査項目について事務局から説明をお願いします。

(事務局田中) 【議題(2) 芦屋市人権についての市民意識調査(平成31年度実施)の調査項目について、資料4「人権に関する市民意識調査設問項目対比表」で説明】

(岩槻会長) ありがとうございます。多数の項目がありますが、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

(荒西委員) 各人権課題において、どのようなことが問題になっていますかという問いになっていて、3つまで選択するようになっていますが、最近のアンケートの傾向として必要ない、必要である、特に必要であるというように必要度を問う形になってきています。0か100かだけでなく、各項目でもっと細かいところまで見られる調査の仕方のほうが意味があるのではないのでしょうか。それから、当事者の声がどれくらい聞けるか分かりませんが、今必要だと思っていることがあったり、不利益を被っていることを集約できれば、次の指針にも活かせるのではないのでしょうか。

(岩槻会長) ありがとうございます。1点目は、3つ選択するのではなくてそれぞれの項目について重要度を聴くということですね。そのような

やり方はよく他の調査で見受けられますし、きめ細かく把握できると思います。それから当事者の声が反映されるような質問が必要ではないかというご意見がありましたが、事務局としてはいかがでしょうか。

(事務局田中) 前回調査時でも行っていると思いますが、それぞれの当事者団体の方にお聴きする機会を設けたいと思います。今回のアンケートにおいても、経年で比較していくという目的がありますので、大きく設問を変更することは難しいですが、新たに追加することはできると思います。確定するまでにはまだ時間がありますので、当事者の声を反映できるよう検討したいと思います。

(岩槻会長) 設問項目の変更が難しいのであれば、選択肢で工夫していただければと思います。その他にご意見はございませんか。

(杉田委員) 資料を見ていてきめ細かな設問内容になっていると思います。21年度、26年度の項目を見ていてこれだけの設問があればいろいろなことが把握できると思います。3つまで選択という項目もありますが、1つやいくつでも選択が可能な項目もありますので、よく検討されたうえでこのようになっているのかなと思いました。

(岩槻会長) ありがとうございます。たくさん項目がありますので、増えすぎると回答者の負担になるため、難しい部分はあると思います。

(津田委員) 2ページ目の問3-2の8番、「何もしなかった」とありますが、自分の意思で何もしなかった人もいますし、何かしようとしても何もできなかった人もいるのではないかと思いますので、「何もできなかった」という文言を追記したほうがいいのではないのでしょうか。また、9ページ目の問20の9番、「性的指向」や「性自認」という言葉は分かりにくいと思いますので、注釈をつけたほうがいいと思います。

(岩槻会長) ありがとうございます。1点目は、「何もしなかった」、「何もできなかった」という選択肢を1つにまとめるということですね。

2点目は、問20の性的少数者の項目に関してのご意見ですが、設問には言葉の説明が必要だというご意見でした。ここでは「性的少数者」という言葉を使っていますが、この言葉を進めていくのでしょうか。

(事務局田中) どのような表現にするのかは、今後検討の上決定します。

(岩槻会長) 今はまだ保留ということですね。

(事務局田中) はい。

(清水副会長) 2ページ目の問3で「あなたは、今までに、自己的人権が侵害さ

れたと思われたことがありますか」とありますが、選択肢の12番に「覚えていない」とあります。自分がしたことは覚えていなくても、されたことは覚えていると思いますので、11番の「その他（具体的に）」という項目にまとめるか違う言葉に変えたほうがいいのではないのでしょうか。

(岩槻会長) 問3-1の選択肢ですね。「覚えていない」という項目を削除してもいいのではないかという意見ですが、21年度から変わっていないですね。

(事務局田中) そうです。

(岩槻会長) 結果を見ましたら、前回調査で「覚えていない」と回答した方は5%未満ですので、削除をしてもいいのではないかということですね。この項目について他にご意見はございませんか。

(岩槻会長) 無いようでしたら私のほうから質問なのですが、冒頭の性別に対する質問に関して、最終的にはどのような表現にされるのか。2つの案が示されていますが、前回の調査では、従来のもと同じですね。

(事務局田中) はい。

(岩槻会長) こちらは性的少数者の問題と関わってきますし、人権をテーマにした調査なので、前回も議論になったのではないかと思います。少なくとも「男性」、「女性」という2つの選択肢にはしないということですね。

(事務局田中) そうです。資料4では、近年の別の調査において、実際にこのような聞き方をしているというものを2つ挙げさせていただいておりますが、他市においても同様の議論をされておりますので、情報を得ながら懇話会の意見も踏まえ、庁内で検討し、最終的に決めたいと思います。

(岩槻会長) 分かりました。他にご意見はございますか。

(清水副会長) 8ページの間15-1の選択肢で1番「子どもの意思を尊重する」、2番「親としては反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない」となっていますが、賛成の次がいきなり反対が前提の回答ではなく、応援するという文言を入れたほうがいいのではないのでしょうか。

(杉田委員) 仕方がないではなくて理解して応援していくということですね。

(岩槻会長) ありがとうございます。「反対があっても応援していく」という文言があってもいいのではないかということですね。この設問の選択肢には、基本的に親が反対しているという姿勢のものが多いです。

ね。子どもの意志はもちろんのこと、まず親として応援するという項目があってもいいのではないかと思いますね。他市の例なども参考にして検討をお願いします。

(事務局田中) 他市の調査等も踏まえて検討したいと思います。

(岩槻会長) 他にありませんでしょうか。ないようですのでこれで終了させていただきます。本日は貴重なご意見をいただきありがとうございました。